

仁和寺の創立と寛平法皇

武内孝善

一 草創期の仁和寺については不明な点が少なくない。そこで、本稿では、まず(一)創建の年次・場所・目的についてふれ、あわせて(二)なぜ初期の仁和寺が天台宗の寺院として出発したのか、について検討を加えることにしたい。

二 まず、創建年次についてみておく。通説では、仁和寺は光孝天皇が仁和二年(八八六)勅を下して、宝祚無窮・鎮護国家を祈らなぐために、葛野郡小松郷大内山の麓を下して伽藍の創立に着手したが、同三年八月完成を見ないうちに崩御され、宇多天皇が父帝の遺旨を継いで完成させ、同四年八月落慶供養を修した、とされてきた。この通説に対して、訂正すべきことを最初に指摘されたのは福山敏男博士であった。また、ほぼ時を同じくして紺野敏文氏も通説と異なる見解を示された。福山・紺野両氏の論考を参照しながら、以下、仁和寺の創立事情とその年次についてみていくことにする。

仁和寺の創立について記す史料の間には、微妙なニュアンスの相違が認められる。その違いを詳細にみてみると、創立

に関して以下の十種に分類することができる。すなわち、

- (1)仁和元年十月……『高野春秋』所収「寛信長者記」
- (2)光孝天皇の創立……心蓮院本『仁和寺御伝』・『仁和寺諸堂記』

所収「北院御室御記」

- (3)仁和天皇の御願……寛弘四年十二月十七日「仁和寺済信奏状」
- (4)仁和三年八月供養……『一代要記』
- (5)光孝天皇建立・寛平法皇供養……『仁和寺諸堂記』・『本要記』
- (6)光孝天皇御願・仁和四年八月建立供養……『山城名跡志』
- (7)光孝天皇建立・仁和四年八月供養……『本寺堂院記』・『伊呂波字類抄』

- (8)仁和四年八月寛平法皇供養……『御室相承記』

- (9)宇多法皇の草創……延喜七年五月二日付太政官符・『本寺堂院

記所収「本寺惣礼導師表白」・『帝王編年記』

- (10)寛平元年八月落慶……『元亨釈書』

となる。ここで通説の仁和二年勅を下して建立をはじめとする説について検討してみたい。右の十種の中には、光孝天

皇の建立または光孝天皇の御願と記す史料は見られるが、通説にいう仁和二年勅を下して建立をはじめたとする記事はい

えよう。

ずれにも見当らなかつた。正史である『三代実録』仁和二年条を見ても、十二月十四日光孝天皇は芹川野に行幸し、源定省（のちの宇多天皇）に帶劔を賜い、同二十五日神泉苑に行幸しさらに北野に幸した記事は見られるが、直接仁和寺の創立に関する記述は見出すことができない。また、この年は三月十三日暴風雷雨により東寺新造塔が焼失し、四月十四日月蝕があり、またこの四月は天氣陰塞にして人々は綿衣を着るとあり、五月一日日蝕・十月一日にも日蝕があつたと天変が記され、五月二十六日長日石清水八幡大菩薩宮が自鳴し、七月二十九日夜亥時に紫宸殿前に長人が現われ、九月十一日には亥から子の刻にかけて大鈴が鳴りわたるといった怪奇現象がみられ、また天皇は三月二日・八月十八日・十月四日と三たび聖体不予となり、十月十一日には延暦寺座主円珍を紫宸殿に屈請して護摩法を修せしめているが、これらのことと仁和寺の創立との関係の有無については知ることができない。もし勅が出されていたならば、正史である『三代実録』、官符を集めた『類聚三代格』などに収載されていてしかるべきであるが、勅のことを記す史料は全く見当らない。したがって、通説でいうところの仁和二年勅を下して創立に着手したとする説は、今日残された史料からは疑わしい説であるとい

えよう。
創草期の仁和寺を知る上で最も信頼でき、かつ基本となる史料は寛平二年（八九〇）十一月二十三日付（以下、寛平二年官符と称す）と、延喜七年（九〇七）五月二日付（以下、延喜七年官符と称す）の太政官符である。寛平二年官符は、仁和寺初代別当幽仙の奏請により、仁和寺に毗盧遮那業一人・摩訶止観業一人の計二人の年分度者が置かれた時のものであり、延喜七年官符は、二代別当観賢の奏状により、仁和寺住僧も円成寺・淨福寺の住僧とともに三会の聴衆・立義に輪番で出仕することが許された時のものである。以下、この二つの官符を中心に仁和寺の創立について見ていこう。

まず創立年次であるが、延喜七年官符に「仁和寺。是寛平御世奉_ニ為仁和先帝所創立也」とあつて、「寛平御世」（宇多天皇）が「仁和先帝」（父光孝天皇）のために創立せられたことを記している。一方、寛平二年官符には具体的な記述はないが、「仁和寺は建立してから年が浅く、止住の人が乏しい」とある。また、『日本紀略』仁和四年条に、「八月廿一日、壬午、於新造西山御願寺、先帝周忌御齋会、准_ニ国忌之例_一。」とあり、ここには先帝光孝天皇の一周忌の法要が取り行われたことだけしか記されていないが、この時新造の西山御願寺すなわち仁和寺の落慶供養も併せて行なわれたと見なされている。上にみた史料から、仁和寺は仁和四年八月寛平（宇多）天皇が先

帝光孝天皇のために創立したものであるといえる。

つぎに、仁和寺はどこに建てられたかであるが、寛平二年官符に「何況伽藍在山陵内。諸人去来不_レ必自由。」（中略）建立精舍於山陵。」とあって、仁和寺の伽藍は山陵すなわち光孝天皇陵（小松山陵）内に建てられていたので人々が自由に往来することができなかったとある。また『日本紀略』仁和三年九月条に、「八日、戊寅、参議左大弁橋広相等、向_レ小松山陵定兆城四至、令_レ壞其内所_レ在八寺」とあって、小松山陵の陵域が定められた時、陵域に存在した八つの寺が壊れたとあるので、少なくとも山陵の一辺は五・六町はあったものと考えられている。

では、仁和寺が建てられた小松山陵はどこにあったのであろうか。仁和寺の創建当初と現在の位置が相違していることを最初に指摘されたのも福山敏男博士であった。私は山陵を比定するだけの史料を持たないので、しばらく福山博士の高説を紹介させていただくと、第一に『延喜式』二十一

後田邑陵、光孝天皇、在山城國葛野郡田邑郷立屋小松原、（畿内四略）
至西限茨原岳、南限大道、東限清水寺東、北限大塚、（以下略）

の四至の記述に基づき、小松・小松寺・神応寺・木寺・立屋里・清水寺などを検討された結果、初期の小松山陵の地は雙ヶ岡の西麓のあたりが考えられるとされる。第二に、『西宮記』や『江家次第』十一の

後田邑（納言以下人数三人時、此便或兼後山階子治等、光孝天皇、在仁和寺西、大教院良、

仁和寺の創立と寛平法皇（武内）

に基づき、大教院・北院・北院廟所・観音院・済信塚などの位置の検討からは、大体今の仁和寺境内地が小松山陵地であるとされる。第三に、記録から昌泰二年（八九九）と延喜四年（九〇四）に円堂院の供養を行なったことが知られ、これより仁和寺も円堂院とともに大内山から現在の宇多野の地に移築されたと考えられるとされ、最初の建立地大内山は弘安七年（一二八四）に没した法助の『開田准后記』の記述から、池尻つまり現在の法金剛院のあたりとみなされておられる。このように、時代により小松山陵の位置が動いており、いずれとも決しがたいようである。しかし、寛平二年官符によって、最初の仁和寺が小松山陵内に建立されたことだけは確かであろう。

つぎに、仁和寺はどのような目的で建てられたのであろうか。これについても、寛平二年官符につきのごとく記されている。

如今 聖主陛下。近為_レ莊嚴山陵。遠為_レ興隆佛法。建立精舍於山陵。奉_レ廻_二白業於聖靈。廻向之志既期_三万劫。紹隆之誠豈限_二一代。（中略）畫則令_レ軼_二誦金光明妙法花。專以護誓聖主宝祚。夜則念持弥陀真言等。一向奉_レ廻_二先帝聖魂。（以下略）

ここに、仁和寺は近くは山陵を莊嚴せんがために、遠くは佛法を興隆せんがために、精舎を山陵に建立したとあり、一方幽仙は仁和寺に置かれた年分度者をもって、昼は天皇の宝

祚延長を祈って『金光明經』『法華經』を転読せしめ、夜には先帝の聖魂に廻向するため阿弥陀の真言等を念持したいと記している。これらから、仁和寺の建立の目的は、第一に光孝天皇陵の莊嚴と聖靈供養のためであり、あわせて仏法の興隆を祈るためであったといえよう。

以上のごとく、仁和寺の創草期に近い信頼できる史料によるならば、仁和寺の造営は仁和三年八月の光孝天皇崩御後直ちに着手され、翌四年八月周忌法会にあわせて落慶したと考えられ、創立の目的は光孝天皇陵の莊嚴と聖靈供養のためであって、光孝天皇陵内に建てられたものであったといえる。

三 仁和寺の初代別当が天台宗の幽仙であったことは、よく知られている。そこで、仁和寺が天台宗系の寺として出発した背景、特に宇多天皇と天台宗の関係について、みていくことにする。

幽仙が仁和寺別当であったことは、寛平二年（八九〇）十一月二十三日付太政官符に、「右彼寺別当権律師法橋上人位幽仙奏状傳」とあることから明らかである。天台宗の幽仙が別当に選ばれた理由について、小原洪秀・紺野敏文氏は、（一）光孝・宇多天皇と幽仙が親戚関係にあったこと、（二）宇多天皇自身、幼少時から比叡山で修行されたこと、（三）当時、真言宗に比べて天台宗が隆盛をみていたこと、特に幽仙の師匠筋にあたる円珍・遍照が光孝・宇多両帝につかえていたこと、な

どをあげておられる。これらの説に留意しつつ、宇多天皇と天台宗との関係についてみてみよう。

まず、幽仙と宇多天皇の関係からみていこう。幽仙の俗系であるが、幽仙は藤原北家の出自で、左大臣魚名の系譜にたなり、祖父惣継は贈太政大臣であった。惣継には幽仙の父宗道（通）、仁明天皇の女御で文徳・光孝天皇の生母沢子、藤原基経・淑子の母など四男二女があつて、幽仙・光孝天皇・基経・淑子は従兄弟の関係にあつた。したがって、光孝天皇の子である宇多天皇と幽仙は従兄弟半の間柄であつて、『本要記』裏書によると、幽仙は宇多天皇の御乳母の子とも考えられ、二人の間には密接なものがうかがえる。

つぎに、幽仙の経歴であるが、『天台座主記』によると、「慈覚大師弟子」とあるが、いつ出家したかは詳らかでない。仁和二年内供奉に任ぜられ、寛平元年（八八九）十月二日権律師に補され、同二年十一月二十三日付太政官符に仁和寺別当と記しており、月日は不明ながらこの一年余りの間に仁和寺別当に任ぜられたことは確かである。同七年十月十四日律師となり、昌泰二年（九〇〇）十二月十四日延暦寺別当になり、同三年二月二十七日比叡山への登山の途中、月輪寺の馬場で手輿から落ちて示寂した。六十三歳であつた。幽仙の経歴の中で特筆されるべきことは、仁和寺・延暦寺両寺の別当補任である。特に、延暦寺別当は「一時により例とすべから

ず」とあつて特例であつたことは注目されよう。

以上から、幽仙の仁和寺初代別当補任を考えると、光孝天皇の聖靈供養のために建立された仁和寺の別当に幽仙が補任された背景には、宇多天皇が従兄弟半という親戚筋にあたる幽仙を持ち上げようとして抜擢したことが考えられよう。

つぎに、仁和寺の初代別当に天台宗の幽仙を補任したことは、初期の仁和寺の性格を決定づけるものであつた。そこで、寛平法皇の幼少期からの仏道修行についてみてみよう。

『扶桑略記』第廿二、仁和五年（八八九）正月条に

朕、児童たりしより生鮮を食せず、以て三宝に帰依す。八九歳の間、天台山に登り、修事を事と為す。爾後、毎年往きて寺々に詣る。修行して十七歳に至り、中宮に沙門となるべきの状を言ふに、答へて曰はく、「此れ極めて善きことなり。」と。後日、又答へて曰はく、「善きかな、善きかな三宝を好むこと。然りと雖ども、暫く世間に住まば煩惱を断つことは難きのみ」と。答へて曰はく。「諾」と。然して敢て肯ひ許したまわず。後四ヶ月、大臣鳳輦を持ちて先帝を迎え奉る。愚心偷に以て慄戦す。未だ復奏するに及ばず。四ヶ年を歴て此の宝位を伝ふ。

とある。すなわち、法皇は幼少の時から生ぐさいものを食べず、仏法に帰依してすでに八九歳のころから毎年比叡山に登つて仏道修行を行なつていた。十七歳の時、出家したい旨を語ると、母も父もよしとのことであつたが、程なくして父が

仁和寺の創立と寛平法皇（武）

天皇位に即かれ、そのままとつたと述懐されている。

ここに記された寛平法皇の幼少時からの仏道修行は、養母のごとき存在であつた藤原淑子の影響によるといわれる。淑子は冬嗣の長男長良の二女で、基経とは兄妹の關係にあり、葛野麻呂の第十子氏宗と結婚したが、貞観十五年（八七三）二月三十五歳で氏宗と死別して宮仕えをはじめ、元慶三年（八七九）十一月従三位、同六年正月正三位に叙せられ、同八年四月には内侍に昇進している。そして、宇多天皇即位後の仁和三年（八八七）十一月、従一位に叙せられたが、この時天皇みずから「龍潜之時の功有るに因る也」と記されたといわれ、寛平九年（八九七）六月淑子に年給を賜う記事に

尚侍藤原朝臣、於朕為養母之勤、仍毎年別給_三掾一人、以為_三永例_二云々

とあつて、淑子は宇多天皇にとって養母のごとき存在であつたことが知られる。

この「養母の勤」とはいつごろのことであつたのであろうか。宇多天皇は貞観九年（八六七）五月五日の誕生であり、淑子は同十五年から宮仕えをはじめた。宮仕えの当初から天皇のおそば近くに仕えたとすると、天皇り七歳の時からのこととなる。したがつて、八九歳ころから比叡山に登つて仏道修行に励まれたことは、淑子からの影響のしからしめるところと考えられなくはない。

しかし、淑子の事蹟をみてみると、天台宗との関係は全く見ることができず、亡夫の邸宅を寺として円成寺を通じての眞言僧益信との結びつきを強くうかがうことができる。特に、益信と淑子の関係は、『伊呂波字類抄』に「淑子が病にかかった時、益信を請じたところ験をえて病がいったので、師檀の関係を結び、東山椿峯の麓の家を寺として円成寺とした」とみえる。これがいつのことであつたかは明確にすることはできないが、円成寺の建立は寛平元年であるから、これより少し前のことといえよう。また、益信と淑子との関係は、宇多法皇が出家しようとした時、法皇は天台での出家を考えられていたようであるが、淑子の勧めにより、益信を師として出家したと伝えられており、このことはいかに淑子が益信にほれ込んでいたが、また法皇と淑子との間柄がいかに深かったかがうかがわれる。

それはさておき、寛平法皇と天台宗との関係はつぎのごとくである。

- 寛平 二・一・二五 内給を延暦寺禅院に施入す。
- 昌泰 元・ この年、上皇雲林院に御幸す。
- 延喜 二・四・一 延暦寺仏舍利会に御幸す。
- 〃 四・ この年延暦寺に御幸す。御堂を千光院に造らしめ給う。
- 〃 五・四・一四 延暦寺に御幸す。法橋増命に廻心戒を受く。

- 〃 六・一〇・一七 大法師増命を天台座主とす。法皇延暦寺に御幸し、蘇悉地を受く。
- 〃 一〇・九・二五 延暦寺に御幸す。座主増命に三部大法灌頂を受く。
- 〃 二二・八・八 法皇、天台座主良勇に日給および年分度者を賜う。
- 延長 二・二・二一 法皇、如意輪観音儀軌を権僧正増命に受く。
- 三・一四 法皇、如意輪観音儀軌の疑を増命に勅問す。
- 一四・一四 法皇、叡山に御幸す。
- 〃 四・六・二七 法皇不予、延暦寺をして大般若経を転読せしむ。
- 〃 六・五・三 法皇、端午の宴に天台座主尊意を召さしむ。
- これより、益信から灌頂を受けたあとも天台との交流が頻繁に行なわれたことが知られ、特に増命からの受法のため、度々叡山に御幸していることは、法皇の天台宗に対する並々ならぬものを感じるのは私だけであろうか。
- 寛平法皇と天台宗との関係がいかなる契機でもってはじめたのかについては、今日残る史料からはあまり明確にすることはできない。

△キーワード▽ 仁和寺、寛平法皇、宇多天皇、幽仙、藤原淑子
(高野山大学助教授)